

障害者総合支援法等に係る事業者説明会

H31. 3. 27 (水) 14:00～

岡崎市役所福祉会館 6 階大ホール

説明事項

- 1 事業者集団指導について【介護保険課指導監査係】・・・P1
- 2 平成 31 年度愛知県障がい者施設歯科健診事業について
【障がい福祉課障がい係】・・・P 6
- 3 障がい者虐待防止について【障がい福祉課審査給付係】・・・P 8
- 4 事業所指定事務について【障がい福祉課施策係】・・・P 19
- 5 質疑応答

平成30年度障がい福祉サービス事業者等実地指導の実施結果

事業所数	287 事業所
実地指導実施数	87 事業所

※事業所数は平成29年度末までに指定を受けたものの合計数。実地指導実施数は指定地域生活支援事業12を含めた実施数で計算を行った。

改善指導状況		文書指導	口頭指導
1	基本方針	0	0
2	人員に関する基準	0	0
	従業員の員数	2	0
	サービス提供責任者	0	1
	管理者	0	1
3	設備に関する基準	0	0
4	運営に関する基準	0	0
	内容及び手続の説明及び同意	1	17
	受給資格の確認	0	1
	心身の状況等の把握	6	0
	指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	1	0
	身分を証する書類の携行	4	0
	サービスの提供の記録	0	2
	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	4	0
	給付費等の額に係る通知等	6	1
	取扱方針	10	15
	計画の作成（書類の交付）	16	1
	生産活動・就労	2	1
	工賃の支払・賃金	5	0
	実習の実施	2	0
	地域生活移行のための支援	0	1
	運営規程	0	7
	勤務体制の確保等	10	5
	定員の遵守	0	1
	非常災害対策	1	0
	掲 示	0	1
	秘密保持等	6	0
	情報の提供等（広告）	1	0
	苦情解決	2	0
	事故発生時の対応	0	4

	会計の区分	1	0
	地域との連携等（関係機関との連絡調整）	0	1
	記録の整備	1	12
5	多機能型に関する特例	0	0
6	変更の届出等	0	0
7	給付費の算定及び取扱	0	0
	サービス費	9	0
	各種加算	6	4
8	その他	0	4
計		96	80
指摘事業所数		47	45
指摘事業所数／実地指導実施数		54.0%	51.7%

実地指導における改善指導事項について(運営)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援、自立生活援助

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、

就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援、就労定着支援

No	項目	注意点	サービス
1	常勤の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・「常勤者が勤務すべき時間数」とは、就業規則で定める勤務時間をいい、通常は営業時間と一致している。 ・サービス管理責任者など、常勤でなければならない職種にも関わらず、常勤要件を満たしていない者がみられるので、常勤要件のある従業者については、改めて確認すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
2	従業者の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の利用者平均値に対して、常勤換算上必要な従業者を配置すること。 ・「前年度の利用者平均値」とは、前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数のことである。 	通所系 入所系 住居系 (短期入所の一部時間帯を除く)
3	従業者変更に伴う届出	<p>【従業者変更で届出が必要な場合】</p> <p>管理者 サービス提供責任者 サービス管理責任者 相談支援専門員 運営規程に定める従業者の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「運営規程に定める従業者の数」とは、「生活支援員2名」のような記載をいい、2名→3名になった場合には変更届が必要となる。 ・兼務職員の勤務時間の合計が、常勤が勤務する時間を超えるといった不整合がないよう、変更時には注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
4	重要事項説明書 サービス利用契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載誤りとして 「契約者氏名や印、説明者氏名の記載漏れ」 「利用者負担上限額の誤り」 「苦情受付先として (愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会(新住所:名古屋市東区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内) 052-212-5515) (岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付係 0564-23-6853) が記載されていない」 などがある。 ・重要事項説明書及びサービス利用契約書は利用者に渡すこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
5	フェースシート アセスメントシート	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、その記録を残しておくこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
6	居宅介護計画	<ul style="list-style-type: none"> ・援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程を記載すること。 ・サービス利用開始前までに作成すること。 ・居宅介護計画は利用者に渡すこと。 	訪問系

No	項目	注意点	サービス
7	個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載すること。 ・サービス担当者会議の記録を残しておくこと。 ・サービス利用開始前までに作成し、同意を得ること。 ・個別支援計画は利用者へ渡すこと。 	通所系 入所系 住居系
8	モニタリング記録 個別支援計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ・6月(自立訓練(機能訓練・生活訓練)と就労移行支援は3月)に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 	通所系 入所系 住居系
9	利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担なので、無料だと誤解を招くことがないようにパンフレット等の記載に注意すること。 ・利用者負担額を事業所が肩代わりすることはできないので注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
10	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供実績記録票に利用者確認印がないことがあるので、利用者確認印をもらい、保管しておくこと。 ・サービス提供を行った場合は、その提供日、内容等をサービス提供の都度記録すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
11	掲示物について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口等の重要事項を掲示すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
12	就労	<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額が、利用者へ支払う賃金の総額以上になるようにすること。 ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。 ・利用者が実習できるよう、実習の受入先の確保を行うこと。 	就労移行 就労A 就労B
13	工賃	<ul style="list-style-type: none"> ・作業収益の額、必要経費の額、工賃支払の額が明確にわかるように管理しておくこと。 ・作業収益と給付費は明確に分けて管理すること。 ・工賃規程を作成することが望ましい。 ・利用者間で工賃に差を付ける場合は作業内容又は出来高によるものだけに限ること。 	生活介護 就労移行 就労B
14	サービス担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催すること。また、開催した記録を残すこと。 	相談系
15	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表が作成されていなかったため、実績で作成すること。 ・利用者に求める金銭の支払は、その金額、用途及び理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、同意を得ること。 ・サービスの質の評価を行うこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

※「基準省令及び解釈通知等の内容」欄は「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)の各省令とそれぞれに対応する厚生労働省の通知等の内容に基づき作成しています。

実地指導における改善指導事項について(給付費)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画的な研修実施」として、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画作成とその実施をすること。 ・「定期健康診断の実施」として、すべてのヘルパーを対象に、少なくとも1年に1回、事業者の費用負担で健康診断を実施すること。 ・サービスの種類ごとに要件を算定し、加算の届を行うこと。 ・最低でも、3か月の実績がないと算定できないこと。 	訪問系
2	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が、訪問に同行した場合、その旨を記録すること。 	訪問系
3	緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・要請のあった時間、要請の内容、サービス提供をした時間を記録すること。 	訪問系
4	送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算の記録は利用者の確認の上、適切に残すこと。 ・同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70を算定すること。 	通所系 (療養介護は除く) 短期入所
5	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況、相談援助の内容を詳細に記録すること。 	通所系 (療養介護は除く)
6	施設外就労加算	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労を行うユニットを組み、報酬算定上必要とされる数の従業者を配置すること。 	就労A・B
7	帰宅時支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅等における生活状況等を詳細に記録すること。 	住居系
8	個別支援計画未作成減算	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に係る業務を適正に行うこと。 	通所系 住居系
9	サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所を訪問し、サービス提供場면을直接確認し、確認結果を記録に残すこと。 	相談系
10	同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一敷地内等に所在する建物に居住する利用者にサービス提供を行う際は、適切に減算すること。 	訪問系

※「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号)に基づき作成しています。

各障害福祉関係施設管理者 様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

平成 31 年度(2019 年度)愛知県障がい者施設歯科健診事業について (通知)

障害児・者施設の利用者の方々の歯科健診等を下記のとおり行うこととなりました。歯科健診等の実施を希望される場合は、別添申込書に必要事項を記入のうえ、平成 31 年 4 月 17 日(水)までにファクシミリで障害福祉課までお申し込みください。

記

- 1 実施者
一般社団法人愛知県歯科医師会
- 2 目的
歯科疾患の予防、歯科疾病の早期発見及び歯科健康教育の推進を図り、障害児者の健康維持に努めること。
- 3 対象
(1) 障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者
※障害者通所事業所、グループホーム及び障害児通所支援の利用者は対象に含まれません。
※計画段階で受診予定者が少数の場合は近隣の施設と調整のうえ、10 名以上で申し込んでください。(県では調整しません。)
- 4 実施内容
(1) 歯科健診及び歯科衛生指導(個別・集団)
(2) フッ化物塗布によるむし歯予防
(3) 施設職員に対する歯科健康教育講話
- 5 実施方法
愛知県歯科医師会が健診スタッフを施設等に派遣し実施する。
- 6 実施日時等
(1) 実施期間 平成 31 年(2019 年)6 月から 12 月
(2) 実施曜日 原則木曜日
(3) 日 数 1 日
(4) 健診料 無料
- 7 派遣内容等の問い合わせ先
一般社団法人愛知県歯科医師会
電 話 052-962-9106
メール jigyo@aishi.or.jp

担 当 障害福祉課地域生活支援グループ(寺本)
電 話 052-954-6697(ダイヤル)
FAX 052-954-6920

※希望者のみ提出

平成31年度(2019年度)愛知県障がい者施設歯科健診事業申込書

平成31年 月 日

施設名
施設長

印

下記のとおり、申込みます。

記

施設名			
施設種別 (必ずご記入下さい)		入所施設のみ	
住所		〒 -	
電話	() -	FAX	() -
施設長名			
担当者名			
実施内容 該当する箇所の□に レ点を入れて下さい		歯科健診対象者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者	
実施希望年月日		第一希望:平成 年 月 日() 第二希望:平成 年 月 日() 第三希望:平成 年 月 日() ※6月～12月の間にお願いします。	
受診予定者		人	
職員数		人 (健診対象にはなりません)	

※近隣の施設と調整し10名以上での申し込みをする事業所については、歯科健診等の実施場所となる事業所の情報を記載してください。ただし、受診予定者欄は合計の人数を記載してください。

障害者虐待に係る対応状況(確定値)及び発生要因の分析と対策について【平成29年度】

1. 平成29年度の障害者虐待に係る対応状況について

(1) 相談・通報・届出件数等

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの本県の障害者虐待(養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待)における相談・通報・届出件数は合計552件で、前年度に比べ6件増加した。そのうち、虐待と認められた件数は198件で、前年度より32件増加した。その内訳は、養護者による障害者虐待が147件と最も多く全体の7割以上を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待32件、使用者による障害者虐待19件となっている。相談・通報・届出件数は、年度によってばらばらであるものの500件前後で推移している。一方、虐待と認められた件数は年々増加傾向にあり、中でも養護者による障害者虐待が増加している。

	相談・通報・届出件数				虐待と認められた件数【全国】			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
平成29年度	339件 61.4%	107件 19.4%	106件 19.2%	552件 100.0%	147件 74.2%	32件 16.2%	198件 9.6%	597件 22.8%
平成28年度	303件 55.5%	105件 19.2%	138件 25.3%	546件 100.0%	113件 68.1%	31件 18.7%	223件 13.3%	581件 23.1%
平成27年度	250件 50.5%	99件 20.0%	146件 29.5%	495件 100.0%	117件 76.5%	18件 11.8%	183件 11.8%	523件 23.4%

養護者:養護者による障害者虐待
施設:施設従事者による障害者虐待
使用者:使用者による障害者虐待

(2) 虐待と認められた事案における障害者種別

被虐待障害者の障害者種別は、知的障害が最も多く全体の4割以上を占め、次いで精神障害、身体障害、発達障害の順となっている。

	養護者										施設										使用者									
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	計	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	計	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	計									
平成29年度	28人	82人	60人	2人	1人	174人	8人	18人	5人	7人	0人	4人	42人	10人	10人	9人	0人	0人	0人	0人	29人									
平成28年度	27人	58人	41人	3人	1人	131人	8人	30人	3人	0人	0人	0人	41人	1人	17人	4人	1人	0人	0人	0人	23人									
平成27年度	40人	60人	34人	0人	0人	135人	3人	18人	1人	1人	0人	0人	22人	4人	13人	3人	1人	0人	0人	0人	21人									

※ 難病等の障害がある被虐待者もいるため、1(1)のうち虐待と認められた件数とは一致しない。

	割合					
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他
平成29年度	46人	110人	74人	9人	1人	245人
平成28年度	36人	105人	48人	4人	1人	195人
平成27年度	47人	91人	38人	1人	0人	178人

難病等:難病・その他の障害

	障害者手帳所持者数/虐待発生率					
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他
平成29年度	237,898人	54,196人	65,155人	357,249人	0.019%	0.203%
平成28年度	238,551人	52,719人	60,144人	351,414人	0.016%	0.199%
平成27年度	239,722人	50,799人	56,053人	346,574人	0.020%	0.179%

※ 障害者手帳所持者数は、翌年4月1日現在の人数

(3) 虐待と認められた事案における虐待種別

虐待と認められた事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く全体の4割以上を占め、次いで心理的虐待、経済的虐待の順となっている。

	養護者										施設										使用者									
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置										
平成29年度	98件	9件	42件	15件	22件	186件	23件	3件	10件	2件	0件	38件	2件	0件	6件	0件	25件	0件	0件	36件										
平成28年度	74件	10件	20件	19件	15件	151件	20件	3件	12件	2件	0件	37件	0件	0件	1件	0件	21件	0件	0件	22件										
平成27年度	74件	3件	43件	21件	31件	172件	9件	1件	11件	1件	2件	24件	4件	0件	6件	2件	12件	0件	0件	24件										

	割合					
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	計
平成29年度	124件	14件	58件	17件	47件	260件
平成28年度	94件	13件	41件	22件	40件	210件
平成27年度	87件	4件	60件	24件	45件	200件

※ 複数の障害がある又は複数の種別の虐待を受けた被虐待者もいるため、1(1)のうち虐待と認められた件数とは一致しない。

2 被害者による障害者虐待の詳細

(1) 虐待種別及びその程度

虐待の種別については、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待の順となっている。虐待の程度は軽度な事案が多いものの、重度な事案も1割程度みられる。

	身体的虐待	性的虐待	経済的虐待	計	
平成29年度	98件	9件	42件	15件	186件
平成28年度	74件	10件	28件	20件	151件
平成27年度	74件	3件	43件	21件	172件

重度:「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為
 中度:「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為
 軽度:「生命・身体・生活への影響」に相当する行為

	身体的虐待					性的虐待					心理的虐待					放棄・放置					経済的虐待		
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計			
平成29年度	7件	27件	64件	98件	0件	3件	6件	9件	5件	10件	27件	42件	4件	6件	5件	15件	3件	7件	12件	22件			
平成28年度	6件	11件	57件	74件	2件	4件	4件	10件	1件	8件	19件	28件	6件	10件	4件	20件	3件	7件	9件	19件			
平成27年度	4件	31件	39件	74件	0件	2件	1件	3件	3件	24件	16件	43件	1件	11件	9件	21件	3件	11件	17件	31件			

(2) 虐待と認められた事案における被害者被害者の状況

ア 被害者被害者の年齢

被害者被害者の年齢を見ると、45～49歳が最も多く、次いで20～24歳の順となっている。

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	計
平成29年度	10人	17人	15人	10人	10人	15人	25人	12人	13人	12人	4人	148人
	6.8%	11.5%	10.1%	6.8%	6.8%	10.1%	16.9%	8.1%	8.8%	8.1%	2.7%	100.0%
平成28年度	13人	12人	10人	8人	7人	18人	10人	10人	13人	7人	1人	113人
	11.5%	10.6%	8.8%	9.7%	7.1%	15.9%	8.8%	8.8%	11.5%	6.2%	0.9%	100.0%
平成27年度	7人	23人	9人	6人	12人	11人	16人	10人	10人	11人	2人	117人
	6.0%	19.7%	7.7%	5.1%	10.3%	9.4%	13.7%	8.5%	8.5%	9.4%	1.7%	100.0%

イ 被害者被害者の障害支援区分

被害者被害者のうち、障害支援区分の認定のないものが最も多く全体の4割を占めている。

	全国			愛知県				
	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度		
区分1	19人	4人	2.7%	0人	0.0%	1人	0.9%	
区分2	159人	14人	9.5%	5人	4.4%	10人	8.5%	
区分3	217人	13.8%	21人	14.2%	20人	17.7%	13人	11.1%
区分4	215人	13.7%	20人	13.5%	18人	15.9%	7人	6.0%
区分5	118人	7.5%	8人	5.4%	6人	5.3%	8人	6.8%
区分6	132人	8.4%	16人	10.8%	10人	8.8%	14人	12.0%
なし	672人	42.8%	64人	43.2%	50人	44.2%	64人	54.7%
不明	38人	2.4%	1人	0.7%	4人	3.5%	0人	0.0%
計	1,570人	148人	113人	117人				

ウ 被害者被害者の行動障害の有無

被害者被害者の行動障害の有無については、行動障害があるものが3割近く占めている。

	全国			愛知県				
	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度		
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上) ①	181人	11.5%	20人	13.5%	17人	15.0%	6人	5.1%
認定調査を受けていないが、①と同程度の行動障害がある ②	23人	1.5%	1人	0.7%	1人	0.9%	1人	0.9%
行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	249人	15.9%	28人	18.9%	11人	9.7%	23人	19.7%
行動障害がない	1,045人	66.6%	88人	59.5%	63人	55.8%	73人	62.4%
行動障害の有無が不明	72人	4.6%	11人	7.4%	21人	18.6%	14人	12.0%
計	1,570人	148人	117人					

(3) 虐待と認められた事案における被虐待障害者から見た虐待者の続柄
虐待をした業態者は、親(父、母)が半数以上を占めている。

	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	計
平成29年度	49人 30.6%	32人 20.0%	19人 11.9%	2人 1.3%	3人 1.9%	4人 2.5%	31人 19.4%	20人 12.5%	160人 100.0%
平成28年度	24人 19.4%	29人 23.4%	22人 17.7%	5人 4.0%	7人 5.6%	2人 1.6%	16人 12.9%	19人 15.3%	124人 100.0%
平成27年度	28人 21.2%	26人 19.7%	12人 9.1%	4人 3.0%	3人 2.3%	5人 3.8%	29人 22.0%	25人 18.9%	132人 100.0%

※ 1件につき複数の虐待者がいる場合があるため、1(1)の「うち虐待と認められた件数」とは一致しない。

(4) 虐待の発生要因

市町村職員等が判断した虐待の発生要因は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が最も多く全体の4割を占め、次いで「虐待者が虐待と認識していない」の順となっている。

	全国		愛知県	
	29年度	27年度	29年度	27年度
虐待と認められた件数	1,570人	1,177件	147件	117件
虐待者の介護疲れ	318件	20.3%	43件	17.7%
虐待者の知識や情報の不足	436件	27.8%	24件	15.0%
虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	137件	8.7%	12件	8.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	289件	18.4%	23件	9.7%
虐待者が過去に虐待を行ったことがある	130件	8.3%	14件	4.4%
虐待者が虐待と認識していない	712件	45.4%	53件	39.8%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	238件	15.2%	25件	13.3%
虐待者側のその他の要因	206件	13.1%	19件	31.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	451件	28.7%	37件	19.5%
被虐待者の行動障害	260件	16.6%	33件	18.6%
被虐待者側のその他の要因	326件	20.8%	48件	29.2%
家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	750件	47.8%	68件	32.7%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	333件	21.2%	30件	17.7%
家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	233件	14.8%	21件	14.3%
家庭におけるその他の要因	107件	6.8%	25件	24.8%

※ 割合は、虐待と認められた件数(全国値は、被虐待障害者)に対する割合

※ 複数回答あり

(5) 虐待と認められた事案における分譲の状況

7 分譲の有無

虐待と認められた事案のうち、分譲を行わなかった事案が半数以上を占め、分譲を行った事案は3割となっている。

	分譲を行った事案										計
	一時保護					その他					
	契約による障害福祉サービスの利用	やむを得ない措置	左記以外の一時保護	小計	医療機関への入院	その他	計	分譲を行わなかった事案	対応検討中	その他	
平成29年度	17人 11.5%	7人 4.7%	4人 2.7%	28人 18.9%	9人 6.1%	12人 8.1%	49人 33.1%	77人 52.0%	4人 2.7%	18人 12.2%	148人 100.0%
平成28年度	22人 19.5%	4人 3.5%	4人 3.5%	30人 26.5%	5人 4.4%	6人 5.3%	41人 36.3%	55人 48.7%	8人 7.1%	9人 8.0%	113人 100.0%
平成27年度	12人 10.3%	5人 4.3%	7人 6.0%	24人 20.5%	4人 3.4%	8人 6.8%	36人 30.8%	56人 47.9%	5人 4.3%	20人 17.1%	117人 100.0%

イ 分譲を行わなかった事案の対応

分譲を行わなかった事案の対応としては、「養護者への助言・指導」が半数以上を占め、次いで「サービス等利用計画見直し」、「新たな障害福祉サービスの利用」の順となっている。

	養護者が介護負担軽減等の事業に参加			新たな障害福祉サービスの利用計画見直し			障害福祉サービス以外を利用			その他(見守り等)		
	養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減等の事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用計画見直し	障害福祉サービス以外を利用	その他(見守り等)	計	計	計	計			
平成29年度	43件 51.2%	0件 0.0%	14件 16.7%	2件 2.4%	9件 10.7%	84件 100.0%	16件 19.0%	2件 2.4%	10.7%	62件 74.0%	84件 100.0%	
平成28年度	33件 53.2%	4件 6.5%	9件 14.5%	0件 0.0%	6件 9.7%	62件 100.0%	10件 16.1%	0件 0.0%	9.7%	52件 83.9%	62件 100.0%	
平成27年度	23件 34.3%	0件 0.0%	4件 6.0%	2件 3.0%	26件 38.3%	67件 100.0%	12件 17.9%	2件 3.0%	26件 38.3%	41件 61.7%	67件 100.0%	

※ 複数回答あり

(6) 虐待防止に向けた課題と対応

課題	対応
<p>養護者による障害者虐待は、他人の目が届きにくい家庭内で発生することから、未然防止と早期発見・早期支援が何よりも重要である。</p> <p>虐待者側の虐待発生要因として、「虐待者が虐待と認識していない」が最も多く、また、「虐待者に対する早期介入・虐待防止法への理解を深めていく必要がある。また、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」の割合も高いことから、家族だけで介護を抱え込まないよう、適切な福祉サービス等につなげていく必要がある。</p> <p>また、障害者本人が家庭内の問題について気軽に相談できる窓口の設置や、障害者や家族の異変に気付くことができる支援者の養成も求められている。</p>	<p>① 障害者虐待に関する知識獲得に向けた普及啓発の実施</p> <p>② 養護者及び障害者に対する身近な相談窓口の設置</p> <p>③ 養護者の負担軽減(レスパイト)を図るよう、地域資源の確保</p> <p>④ 支援者の育成</p>

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の詳細

(1) 虐待種別及びその程度

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		放棄・放置		経済的虐待		計
	虐待者 支障施設	障害者	家族・親族	近隣住民	民生委員	医療機関	教職員	教職員	生活介護	短期入所	
平成29年度	23件	3件	10件	2件	0件	0件	0件	3件	3件	2件	38件
平成28年度	20件	3件	12件	2件	0件	0件	0件	9.4%	4件	0件	37件
平成27年度	9件	1件	11件	1件	2件	1件	2件	11.1%	2件	2件	24件

(2) 虐待があった施設の種別

虐待があった施設の種別は、共同生活援助が最も多く全体の4分の1を占め、次いで障害者支援施設、放課後等デイサービスの順となっている。

	障害者 支援施設	障害者 居宅介護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	共同生活援助	一般相談支援 事業及び特定 相談支援事業	移動支援事業	地域活動支援 センター	放課後等 デイサービス	計
平成29年度	7件	1件	3件	3件	2件	0件	2件	8件	0件	0件	0件	6件	32件
	21.9%	3.1%	9.4%	9.4%	6.3%	0.0%	6.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	100.0%
平成28年度	6件	2件	0件	4件	0件	1件	5件	7件	0件	0件	1件	5件	31件
	19.4%	6.5%	0.0%	12.9%	0.0%	3.2%	16.1%	22.6%	0.0%	0.0%	3.2%	16.1%	100.0%
平成27年度	1件	0件	1件	2件	1件	3件	3件	4件	1件	0件	0件	2件	18件
	5.6%	0.0%	5.6%	11.1%	5.6%	16.7%	16.7%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%	11.1%	100.0%

(3) 相談・通報・届出者

相談・通報・届出者は、当該施設等職員が最も多く2割以上を占め、次いで本人、相談支援専門員の順となっている。

	本人	家族・親族	近隣住民	民生委員	医療機関	教職員	相談支援 専門員	他施設等 職員	当該施設 等職員	設置者・ 経営者	施設等 利用者	市町村 行政職員	警察	運営適正 化委員会	成年 後見人等	その他	不明・匿名	計
平成29年度	16人	10人	5人	0人	1人	0人	14人	26人	4人	5人	1人	3人	4人	0人	0人	1人	9人	108人
	14.8%	9.3%	4.6%	0.0%	0.9%	0.0%	13.0%	24.1%	3.7%	4.6%	0.9%	2.8%	3.7%	0.0%	0.0%	0.9%	8.3%	100.0%
平成28年度	14人	13人	6人	0人	2人	0人	15人	20人	5人	7人	1人	3人	1人	1人	0人	2人	13人	108人
	13.0%	12.0%	5.6%	0.0%	1.9%	0.0%	13.9%	18.5%	4.6%	6.5%	0.9%	2.8%	0.9%	0.9%	0.0%	1.9%	12.0%	100.0%
平成27年度	30人	15人	3人	1人	1人	0人	10人	13人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	3人	3人	12人	95人
	31.3%	15.6%	3.1%	1.0%	1.0%	0.0%	10.4%	13.5%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	12.5%	100.0%	

※ 1件につき通報者等の属性が重複しているものがあるため、1(1)の「相談・通報・届出件数」とは一致しない。

(4) 虐待と認められた事案における被害者虐待者の状況

ア 被害者虐待者の年齢

被害者虐待者の年齢層を見ると、19歳以下が最も多くなっている。

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
平成29年度	15件	5件	5件	1件	4件	2件	0件	4件	36件
	41.7%	13.9%	13.9%	2.8%	11.1%	5.6%	0.0%	11.1%	100.0%
平成28年度	11件	8件	2件	6件	3件	1件	1件	3件	35件
	31.4%	22.9%	5.7%	17.1%	8.6%	2.9%	2.9%	8.6%	100.0%
平成27年度	2件	7件	2件	2件	3件	3件	1件	1件	21件
	9.5%	33.3%	9.5%	9.5%	14.3%	14.3%	4.8%	4.8%	100.0%

※ 1件につき被害者が複数いる場合もあるため1(1)のうち、虐待と認められた件数」とは一致しない。

イ 被虐待障害者の障害支援区分

被虐待障害者のうち、障害支援区分の不明のものが最も多く全体の4割を占めている。

	愛知県			
	29年度	28年度	27年度	26年度
区分1	5件 0.8%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
区分2	43件 6.5%	3件 0.0%	2件 0.5%	2件 0.5%
区分3	47件 7.1%	2件 0.5%	1件 0.3%	4件 1.1%
区分4	65件 9.8%	6件 1.7%	5件 1.4%	23件 6.3%
区分5	73件 11.0%	5件 1.4%	6件 1.7%	28件 7.7%
区分6	180件 27.0%	8件 2.2%	0件 0.0%	0件 0.0%
なし	143件 21.5%	14件 4.0%	1件 0.3%	4件 1.1%
不明	110件 16.5%	0件 0.0%	6件 1.7%	28件 7.7%
計	666件	36件	35件	21件

ウ 被虐待者の行動障害の有無

被虐待障害者の行動障害の有無については、行動障害があるものが1割を占めている。

	愛知県			
	29年度	28年度	27年度	26年度
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上) ①	118件 17.7%	1件 2.9%	0件 0.0%	0件 0.0%
認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある ②	4件 0.6%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	73件 11.0%	3件 8.6%	0件 0.0%	0件 0.0%
行動障害がない	139件 20.9%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
行動障害の有無が不明	332件 49.8%	31件 88.6%	21件 100.0%	21件 100.0%
計	666件	35件	21件	21件

(5) 虐待を行った従事者の職種

虐待を行った従事者は、生活支援員が最も多く4割以上を占め、次いで重度訪問看護従事者の順となっている。

	サード 管理 責任者	管理者	設置者・ 経営者	看護職員	生活 支援員	職業 指導員	サード 提供 責任者	世話人	相談支援 専門員	指導員	児童 指導員	居宅介護 従事者	重度 訪問介護 従事者	その他 従事者	不明	計
平成29年度	2人 5.4%	1人 2.7%	2人 5.4%	2人 5.4%	17人 45.9%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 2.7%	2人 5.4%	1人 2.7%	5人 13.5%	0人 0.0%	4人 10.8%	37人 100.0%
平成28年度	2人 6.3%	3人 9.4%	0人 0.0%	0人 0.0%	8人 25.0%	4人 12.5%	4人 12.5%	2人 6.3%	0人 0.0%	4人 12.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 12.5%	1人 3.1%	32人 100.0%
平成27年度	2人 10.0%	0人 0.0%	2人 10.0%	0人 0.0%	3人 15.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 20.0%	1人 5.0%	5人 25.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 5.0%	2人 10.0%	20人 100.0%

※ 1件につき複数の虐待者がいる場合もあるため、1(1)のうち、虐待と認められた件数とは一致しない。

(6) 虐待の発生要因

市町村職員等が判断した虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く全体の7割以上を占め、次いで「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」の順となっている。

	愛知県			
	29年度	29年度	28年度	27年度
虐待と認められた件数	439件	32件	31件	18件
教育・知識・介護技術等に関する問題	262件 59.7%	23件 71.9%	26件 83.9%	11件 61.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	207件 47.2%	11件 34.4%	5件 16.1%	5件 27.8%
倫理観や理念の欠如	235件 53.5%	15件 46.9%	11件 35.5%	2件 11.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	84件 19.1%	5件 15.6%	2件 6.5%	5件 27.8%
人員不足や人員配属の問題及び関連する多忙さ	86件 19.6%	5件 15.6%	5件 16.1%	2件 11.1%

※ 割合は、虐待と認められた件数(全国値は、虐待者が特定できなかった件数を除いたもの)に対する割合

(7) 虐待防止に向けた課題と対応

課題
施設従事者による障害者虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多くなっている。障害特性に応じた適切な支援ができるよう、支援者の資質の向上を図る必要がある。また、「倫理観や理念の欠如」の割合も高いことから、支援者の権利擁護意識を高めていく必要がある。
また、障害者本人が気軽に相談できる施設内外の虐待相談窓口の設置も求められている。

対応
① 施設行動障事支援者養成研修など、特に支援が難しい障害者に対する専門的な研修の開催
② アンダーマネジメント等を題材にした研修の開催
③ 支援者の資質の向上を図るための研修の情報提供
④ 権利擁護研修の開催、特に未受講の施設に対する研修勧奨
⑤ 障害者に対する身近な相談窓口の設置

(8) 虐待発生後の支援

虐待事案が発生した場合には、再発防止が最も重要である。このため、発生原因を分析するとともに、再発防止のための改善策や資質向上の取組等を改善計画書等により確認していく必要がある。

〈平成29年度における改善計画の取組例〉

- 職員研修の実施(権利擁護、施設行動障害、発達障害、アンダーマネジメント等) ⇒ 質の向上
- 外部研修への参加、受講した研修の施設内伝達研修の実施
- 職員アンケートや聞き取り、虐待防止チェックリストの実施 ⇒ 支援の振り返り
- 虐待防止マニュアルの作成 ⇒ 職員の意識統一、質の向上
- スローガンやポスターの作成 ⇒ 職員の意識統一
- 時差・夜間出勤者も参加できるように、ミーティング時間の見直し ⇒ 支援の振り返り、組織内の風通し
- 同一法人内の別施設との虐待防止策の情報共有 ⇒ 法人全体での質の向上
- 虐待通報先の周知(法人内、市町村窓口等) ⇒ 早期発見
- 第三者委員会の設置 ⇒ 外部の目による監視
- 業務分担の見直し ⇒ 負担軽減

4 使用者による障害者雇用の詳細

(1) 虐待と認められた事案における被虐待障害者から見た虐待者の身分

虐待者は、事業主が最も多く8割近くを占め、次いで所属の上司の順となっている。

	事業主	所属の上司	その他	不明	計
平成29年度	15人 78.9%	3人 15.8%	0人 0.0%	1人 5.3%	19人 52.8%
平成28年度	22人 100.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	22人 100.0%
平成27年度	13人 72.2%	3人 16.7%	1人 5.6%	1人 5.6%	18人 100.0%

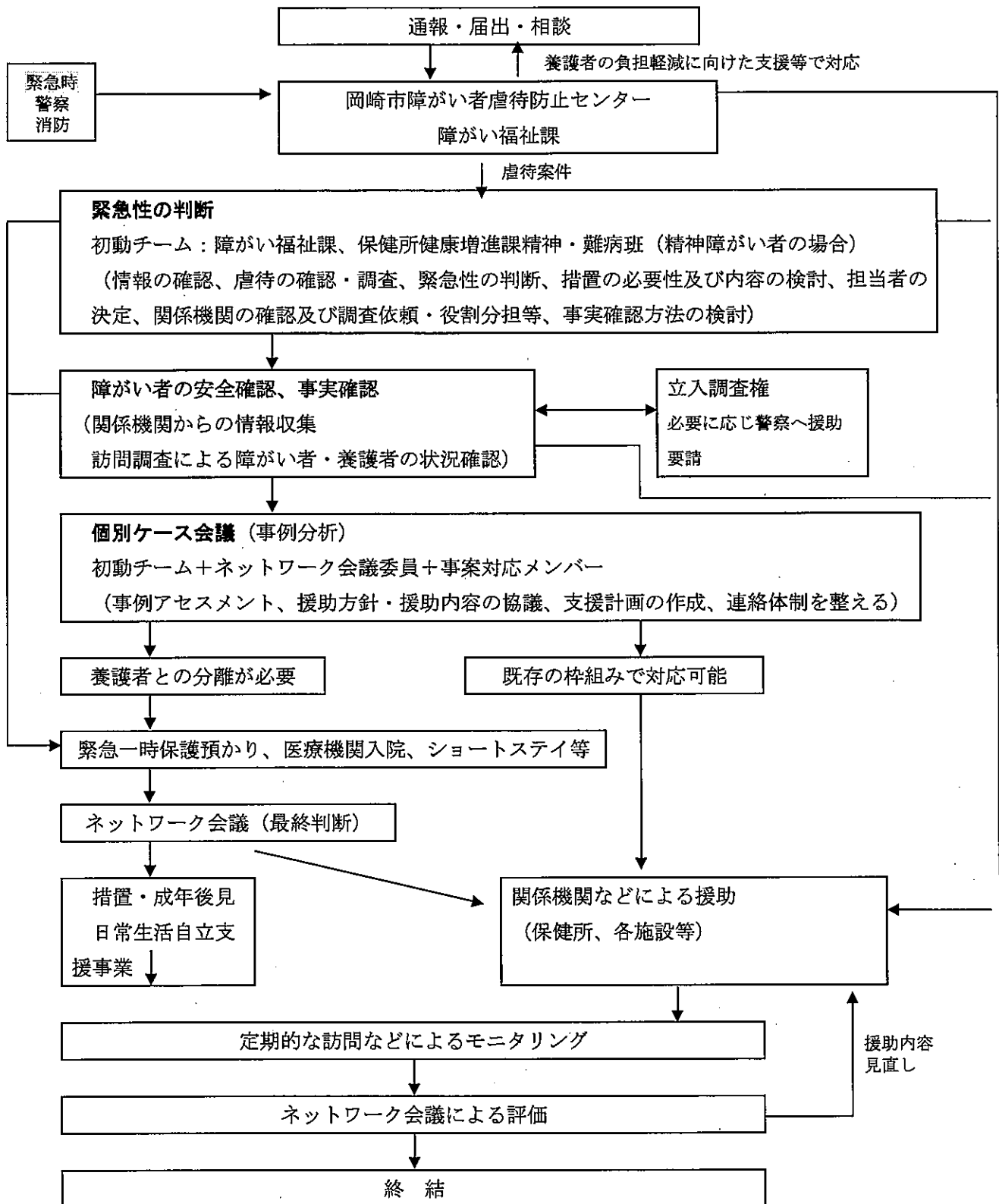
(2) 虐待と認められた事案における被虐待障害者の雇用形態

被虐待障害者の雇用形態については、パート・アルバイトが最も多く3割以上を占め、次いで不明、正社員の順となっている。

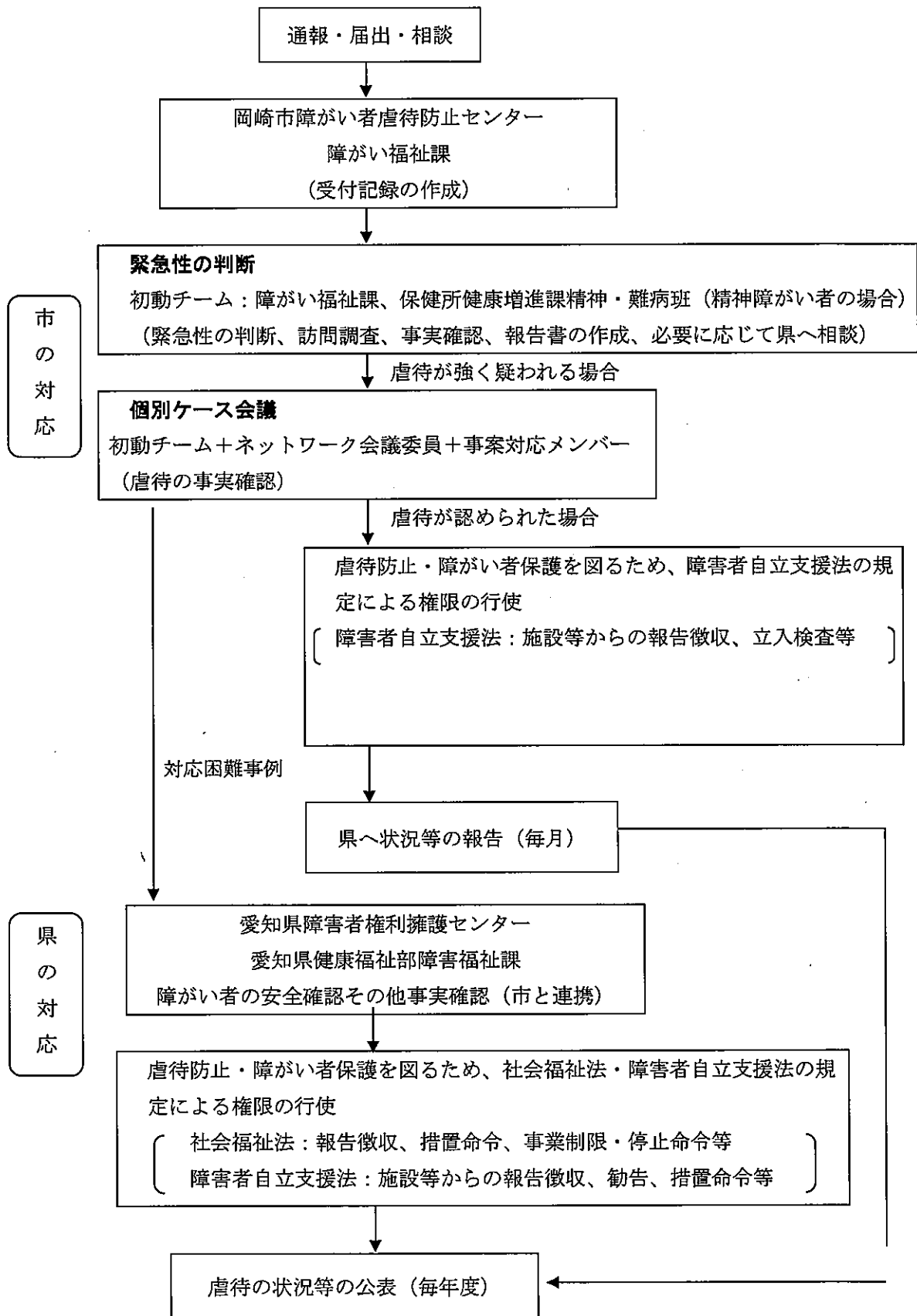
	正社員	パート・アルバイト	期間契約社員	不明	計
平成29年度	6人 20.7%	9人 31.0%	3人 10.3%	11人 37.9%	29人 100.0%
平成28年度	7人 31.8%	14人 63.6%	0人 0.0%	1人 4.5%	22人 100.0%
平成27年度	6人 33.3%	10人 55.6%	0人 0.0%	2人 11.1%	18人 100.0%

※ 1件につき複数の虐待者がいるものもあるため、1(1)のうち、虐待と認められた件数とは一致しない

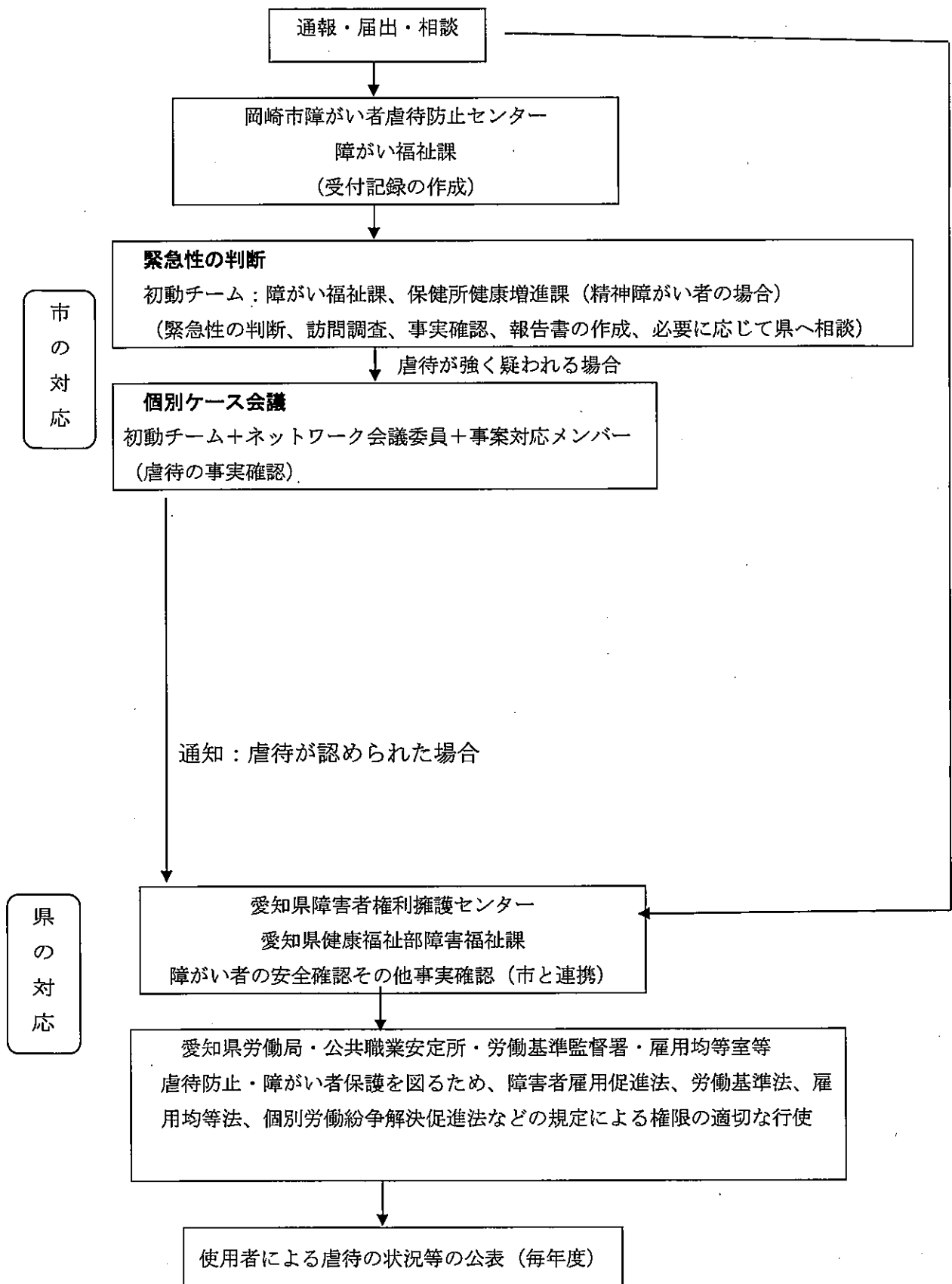
養護者による障がい者虐待への対応フロー



障がい福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応フロー



使用者による障がい者虐待への対応フロー



平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1 届出書の提出期限

4月から加算を取得する場合：~~平成31年2月28日（木）~~平成31年4月15日（月）まで
 年度途中から加算を取得する場合：加算を取得しようとする月の前々月の末日まで

2 提出先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市福祉部障がい福祉課施策係 宛

- ・届出書類に必要事項をご記入の上、郵送で提出してください。
- ・指定権者が岡崎市以外の障がい福祉サービス事業所等（障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設・障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設）を運営する法人は、全ての指定権者への申請が必要です。
- ・平成31年4月1日より愛知県から岡崎市へ「指定通所支援事業の指定」の権限が委譲されます。対象のサービスは児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅型児童発達支援です。これに伴い、当該サービスにおける平成31年度の計画書及び新規加算取得に関する手続きに関しても、申請先が愛知県から岡崎市へと変更となりますのでご承知おきください。

3 届出書類

書類一覧	必要書類
別紙様式1 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書	○
別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書	○
別紙様式2（添付書類1）福祉・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）	△ ※1
別紙様式2（添付書類2）福祉・介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）	△ ※2
別紙様式2（添付書類3）福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）	△ ※3
就業規則、賃金規定、社内規則等（キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たす事業者は内容が確認できるもの）（原本証明必要）	△ ※4
労働保険関係成立届、労働保険概算、確定保険料申告書等（いずれか1つ）（原本証明必要）	△ ※5

※6

※1 岡崎市が指定権者となっている障がい福祉サービス事業所等を複数有する場合に必要

※2 岡崎市及び岡崎市外に、複数の障がい福祉サービス事業所等を有する場合に必要

- ※3 都道府県の県域を越えて、複数の障がい福祉サービス事業所等を有する場合に必要な
- ※4 次のいずれかに該当する場合に、提出が必要
 - ①平成30年度に当該加算を取得していたが、加算区分の変更や、就業規則等の内容に変更がある場合
 - ②当該加算の届出書を岡崎市へ初めて提出する場合
- ※5 当該加算の届出書を岡崎市へ初めて提出する場合に提出が必要
- ※6 障がい児通所支援事業所のうち岡崎市に提出したことのない事業所はいずれも提出が必要

4 キャリア・パス体系について

キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たすためには、次に示すような福祉・介護職員のキャリア・パス体系を明確に定め、福祉・介護職員に周知しなければなりません。

キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たす事業者は、加算の届出書に関係資料の添付が必要となりますので、忘れずに添付してください。

<キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢに関する定め例示>

職位	職責・職務内容	任用要件・昇給要件	賃金体系
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・サービス提供の統括 ・各班長の指導 ・サービス提供記録のとりまとめ、管理者、サービス管理責任者への報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・7年目～ ・事業所が指定する資格 ・人事評価S判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 35万円～ ・主任手当 5万円
班長	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・一般職の指導・サポート ・一般職作成のサービス提供記録のとりまとめ、主任への報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年目～ ・介護福祉士 ・班長試験A判定以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 28万円～ ・班長手当 2万円
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・サービス提供記録の作成、報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 22万円～

【職位】

福祉・介護職員（管理者、サービス管理責任者、事務員、調理員等を除く）に二段階以上の職位を定める。職位の名称に定めは無い。

【職責・職務内容】

各職位に応じて行うべき業務、求められる能力を定めたもの。

【任用要件・昇給要件】

福祉・介護職員が昇格、昇給するための条件。非正規職員を含め、当該事業所等で勤務する全ての福祉・介護職員が対象となるものが必要となる。

キャリア・パス要件Ⅲを満たすには、昇給要件として、「経験」、「資格」、「評価」（三要件）のいずれか一つ以上に該当しなければならない。

【賃金体系】

職位、職責・職務内容、任用要件・昇給要件を、既存の給与等級表と対照させる形も可。手当の増額等により賃金を上げることも可。

事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

岡崎市指定地域生活支援事業の加算届出書の提出について（通知）

日頃は市の障がい福祉行政に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。

岡崎市指定地域生活支援事業の要綱等の規定により、日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。

つきましては、平成 31 年度に当該加算を算定する事業者におかれましては、下記のとおり加算届を提出してください。

なお、平成 30 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、平成 31 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 必要書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」のとおり

※ 様式はホームページより取得してください

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p017524.html>

2 提出期限

平成 31 年 4 月又は 5 月から加算を算定する場合：平成 31 年 4 月 15 日（月）

※ 郵送にて提出する場合は 15 日（月）の消印有効

3 その他

- ・年度途中においても、届出の提出や加算の算定は可能です。毎月、15 日までに提出すると、翌月 1 日から適用されます。

例) 5 月 15 日提出→6 月 1 日加算適用

5 月 16 日提出→7 月 1 日加算適用

- ・要綱等はホームページに掲載してあります。加算算定に当たっては、要件等を確認の上、届け出てください。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012903.html>

担 当 障がい福祉課施策係

電 話 0564-23-6165

F A X 0564-25-7650

E-mail shogai@city.okazaki.lg.jp

30 障第 1366 号
平成 31 年 3 月 19 日

事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

平成 31 年度給付費算定に係る体制等に関する届出書等の提出について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」に基づき、児童福祉法における障がい児通所給付費の算定は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

平成 31 年 4 月適用の当該届出書については、下記のとおり提出してください。
なお、平成 30 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、平成 31 年度に加算等の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 提出の必要がある事業所

次の事業所は原則、提出が必要

障がい福祉サービス事業所

障がい者支援施設

相談支援事業所

障がい児通所支援事業所

※ ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

※ 平成 31 年度から、岡崎市に所在する障がい児通所支援事業所の届出は、愛知県から岡崎市への提出に変更

2 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

※ ホームページに掲載した事業種別書類一覧表を確認すること

※ 届出書の様式もホームページより取得すること

【ホームページURL】

<<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012810.html>>

3 提出期限

平成31年4月15日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ15日（月）の消印有効

4 留意事項

- ・ 4月開始の加算及び5月開始の加算ともに、提出期限は4月15日（月）となる。4月15日までに届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になる。
- ・ 給付費の算定上、届出が必要なものについては、届出書の提出がなければ算定することができない。届出書の提出がなく算定を行っている場合については、不当利得となり返還措置の対象となる。
- ・ 届出書は、当該年度の加算算定に関して、毎年4月1日の状況（従業員の勤務は毎年4月の勤務予定）について提出することとなる。
- ・ 毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況に変更があった場合は、その都度届出書の提出が必要となる。その際、変更の適用（算定される単位数が増えるものに限る。）は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降になされた場合は、翌々月から算定を開始することとなる。
- ・ 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなるのが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。
- ・ 「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」を算定するには、本通知で案内する届出とは別に、当該加算に関する届出の提出が必要となる。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

指定障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

1 業務管理体制を整備する必要のある事業者

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

2 整備すべき業務管理体制

(1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容		業務執行状況の監査の定期的な実施	
		法令遵守規程の整備	
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	
事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)(障害者総合支援法及び児童福祉法を以下「法」という。)に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない事業所の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

ん。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

(4) 業務執行状況の監査について

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

3 届出先

(1) 届出先等

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なりますのでご注意ください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	事業所等が岡崎市のみに所在する事業者(障がい児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策係) TEL0564-23-6165
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※岡崎市は届出先では <u>ありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

4 届出様式

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

- (1) 法人として新規で①指定障がい福祉サービス事業又は指定障がい者支援施設の運営、②指定相談支援事業、③指定障がい児通所支援事業、④指定障がい児相談支援事業を始める場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご留意下さい。

- (2) 業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式4号
事業所一覧	事業所一覧

◎ 次の場合に該当すれば変更の届出が必要となります。

- ア 法人の種別、名称(フリガナ)
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- ウ 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

5 届出の注意点

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種類ごとに1事業所と数えます。
- ・事業所番号が同一であっても、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。

例 多機能型事業所で、生活介護事業と就労継続支援B型事業の指定を受けている場合は事業所一覧表に2段に分けて記載します。

- ・事業所の数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに事業を数え、条文ごとに届け出てください。

例) 岡崎市内だけに事業所があるX法人で、現在指定を受けているサービス事業が①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護、④重度訪問介護、⑤一般相談支援、⑥特定相談支援、⑦児童発達支援、⑧放課後等デイサービス、⑨障がい児入所支援、⑩障がい児相談支援であった場合、全体としては10事業所ですが、根拠条文ごとに数えるため、下記のと通りの届出を行います。

X法人が行う届出については以下のとおりです。

番号	種類	根拠条文	提出先
①～④	指定障がい福祉サービス	障害者総合支援法第51条の2	岡崎市
⑤、⑥	指定相談支援	障害者総合支援法第51条の31	岡崎市
⑦、⑧	指定障がい児通所支援	児童福祉法第21条の5の26	岡崎市
⑨	指定障がい児入所支援	児童福祉法第24条の19の2	愛知県
⑩	指定障がい児相談支援	児童福祉法第24条の38	岡崎市

- ・従たる事業所については、主たる事業所と一体運営をしているため、主たる事業所と従たる事業所で1事業所として数えます。

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定 改定率 +0.44%

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

5. 介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

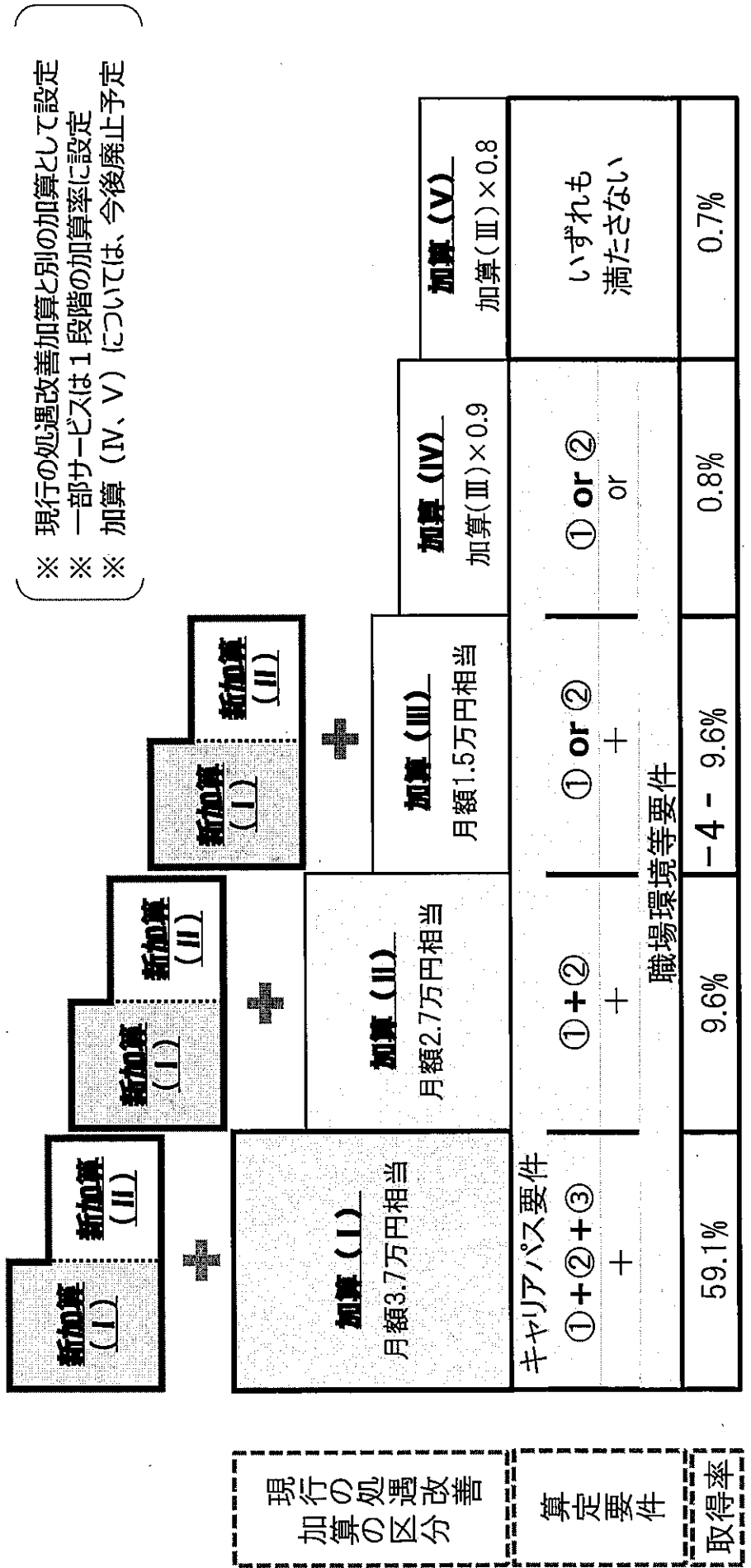
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）から（Ⅳ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づき取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定
 - ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

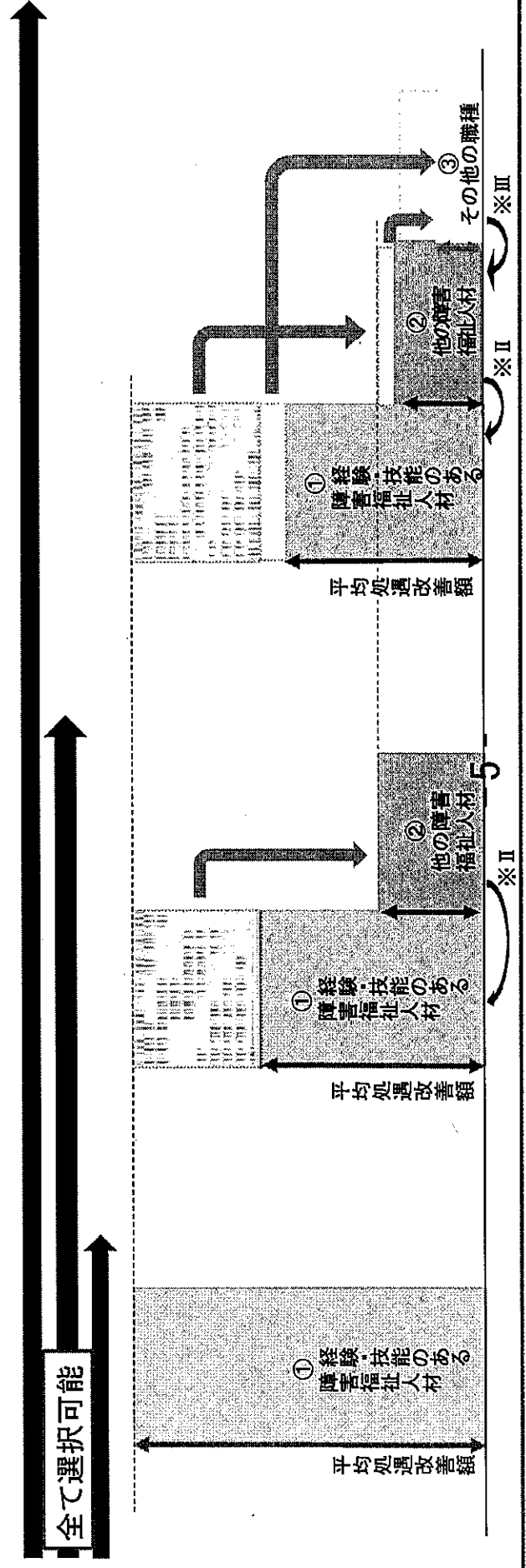
- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
 → リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。
- ※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①については、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①については、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※ I ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)
- ※ II 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※ III 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算 I	新加算 II	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
	居室介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		
サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算		加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
重度障害者等包括支援	1.5%		2.5%	1.8%	1.0%		
施設入所支援	1.9%		6.9%	5.0%	2.8%		
居室訪問型児童発達支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。
 (注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。
 (注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。
 (注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、障害児相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。
 (注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

事業所指定事務について

～平成 31 年度の変更事項～

1 平成 31 年度障がい福祉サービス等報酬改定について（資料①）

消費増税に合わせて平成 31 年 10 月に、次の 2 点に変更される見込みです。

①消費増税相当分を上乗せし、各種サービス基本報酬単位数の見直す。

②介護人材の処遇をより一層進めるため、福祉・介護職員処遇改善加算の制度を変更する。

→年度途中の制度変更となるため、現状、当該加算を取得している事業者においても、別途届出を要する見込みです。取扱いの詳細が分かり次第、別途ご案内します。

2 障がい児通所支援の指定等権限の移譲について

平成 31 年 4 月より、愛知県から中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）へ、障がい児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援）の指定権限が移譲されます。今後、岡崎市に所在する障がい児通所支援事業所の指定申請、変更届、加算届等の各種届出は、岡崎市へ提出してください。なお、障がい児入所施設の指定等は、引き続き愛知県が担当です。

3 業務管理体制に関する事務の権限移譲について（資料②）

平成 31 年 4 月より、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者に関する業務管理体制の届出先が、愛知県から岡崎市に変更となります。ただし、愛知県内の他市にも事業所を有する法人は愛知県に提出、愛知県外にも事業所を有する法人は厚生労働省に提出となります。

4 サービス管理責任者の配置に係る猶予期間の終了について

サービス管理責任者の配置に関して、「事業の開始後 1 年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置については、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了となります。

～平成 31 年度の加算届等の提出～

5 平成 31 年度加算届の提出 (資料③)

毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出が必要です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。なお、平成 30 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、平成 31 年度に加算等の算定は認められませんので、ご注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

原則全ての、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所

※ ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

(2) 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日 (月) 期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日 (月) 消印有効

6 平成 31 年度加算届の提出 (日中一時支援事業) (資料④)

岡崎市指定日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。平成 31 年度に当該加算を算定する事業者は、加算届を提出してください。なお、平成 30 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、平成 31 年度の当該加算の算定は認められませんので、ご注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

日中一時支援事業所で平成 31 年度に次のいずれかの加算を算定する事業所

①低所得者食事提供加算 ②未就学児受入加算 ③医療的ケア加算

(2) 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧 (別紙 5)」に記載のある書類

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日 (月) 期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日 (月) 消印有効

7 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の提出（資料⑤）

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算は年度ごとの届出となっており、平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定される事業者は必ず届出が必要です。当該加算を取得予定で、まだ未提出の事業所については、届出を行ってください。

(1) 提出書類

資料⑤に示すとおり。

(2) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日（月）消印有効

8 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書の提出

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。届出先は平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書を提出した行政機関（年度途中で届出先が変更になった場合は変更後の行政機関）と同一となります。岡崎市にある事業所であっても届出先が岡崎市とは限りませんのでご注意ください。

(1) 提出期限

平成 31 年 7 月 31 日（水）

※ 平成 30 年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前にご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書（別紙様式 5）
- ・支払実績明細書（参考様式）
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）（別紙様式 5（添付書類 1））
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式 5（添付書類 2））※ 1
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式 5（添付書類 3））※ 2

※ 1 都道府県の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

※ 2 市町村の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

～その他注意点～

9 勤務形態一覧表の記入方法について（前年度平均利用者）

加算届、変更届の必要書類として勤務形態一覧表の提出を求めています。この様式内にある「前年度平均利用者数」の算定方法の参考に算定シートをホームページに掲載してありますので、ご活用ください。平均利用者数は職員配置、給付金算定の根拠となるものです。各事業所で責任を持ち管理してください。

10 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

- 指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月1日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。
- 指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。
- 指定申請において記載した配置職員が、指定数日後に退職等により配置されない事例が見受けられた場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となります。そのような事態にならないよう、十分ご注意ください。

11 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

- 事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。
- 変更届の提出期限は変更日から10日以内です。期限遵守してください。
- 変更内容が、「生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月1日付け適用です。
- 事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

12 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

- 毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- 給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。
- 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。

13 再開・廃止・休止の各届出について

- 再開届の提出期限は再開日から10日以内です。期限遵守してください。
- 再開にあたっては、指定基準を満たしている必要があることから、事前に相談してください。
- 廃止届、休止届の提出期限は廃止日又は休止日の1箇月前です。期限遵守してください。
- 廃止、休止にあたっては、現に利用している利用者への対応が求められるため、事前に相談するとともに、利用者の次の利用事業所等の確保に努めてください。

14 業務管理体制整備に関する届出について

- すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単体で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。
- 届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部企画課監 査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健 福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	事業所等が岡崎市のみ に所在する事業者(障がい 児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉 課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策 係) TEL0564-23-6165
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福 祉課 ※岡崎市は届出先ではあ りません	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事 業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

15 情報公表制度に関する届出について

平成30年4月から障がい福祉サービス等情報公表が制度化されました。障がい福祉サービス等情報の公表は、「障がい福祉サービス等情報公表システム」にインターネットを通じて行っています。まだ、公表が完了していない事業所は、早急に対応してください。なお、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者においては、運営上義務付けられている自己評価結果を各事業者等のホームページに掲載し、「障がい福祉サービス等情報公表システム」に公表場所（URL等）を登録しなければ、給付金減算となりますので、ご注意ください。

障害福祉サービス費等の 請求について

平成31年3月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉室

目次

- | | |
|------------------------|-------|
| 1. 通知書類について | …P.3 |
| 〔1〕 通知書類の種類 | …P.3 |
| 〔2〕 通知書類の取得方法 | …P.4 |
| 2. 照会の多いエラーについて | …P.9 |
| 3. 送信済データの取下げについて | …P.13 |
| 〔1〕 請求期間内の取下げ | …P.14 |
| 〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について | …P.19 |
| 4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について | …P.21 |

1. 通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
(郵送ではありません)

〔1〕通知書類の種類

【請求翌月の第1営業日】

- ・障害福祉サービス費等支払決定増減表 ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(へんれい返戻があるときなど)
- ・返戻等一覧表 ※返戻がある場合のみ

【請求翌月の10日頃（10日が土日祝の場合 → 前営業日）】

- ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・処遇改善（特別）加算総額のお知らせ ※処遇改善加算を算定された場合のみ
- ・障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください！※

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。
パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

〔2〕 通知書類の取得方法

◇ 簡易入力システムから取得する場合

①

簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合

②

簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合

種別	数量	送付先	送付時期	送付方法
PDF	1件	〇〇〇	平成24年05月01日	メール
PDF	1件	〇〇〇	平成24年05月01日	メール
PDF	1件	〇〇〇	平成24年05月01日	メール
PDF	1件	〇〇〇	平成24年05月01日	メール

③

簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合
 簡易入力システムから取得する場合

請求年月	作成/送信日時	請求状況	請求書/請求書印刷番号	請求書/請求書印刷番号	請求書/請求書印刷番号	請求書/請求書印刷番号
平成24年05月03日	平成24年05月03日 10:30:18	完了	1件	1311120120000801	1件	1311120120000801
平成24年05月06日	平成24年05月06日 10:00:00	正常到達	取下げ済み	1件	1件	1311120120000501

④

最新情報更新

⑤

通知書類名	発行日時	発行時刻
通知書類名	平成24年05月01日 00:00	平成24年05月02日 10:00
通知書類名	平成24年05月01日 00:00	平成24年05月02日 10:00
通知書類名	平成24年05月03日 00:00	平成24年05月04日 10:00
通知書類名	平成24年05月03日 00:00	平成24年05月04日 10:00

取得したい書類に✓を入れます。
 (取得日時が“未受領”の場合は
 ✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
 通知書類はデスクトップ等に
 保存してください。
 保存したファイルの開き方⇒P.8

◇取込送信システムから取得する場合

電子請求システム (取込送信) 最新情報

ファイル名: パーソナル

メニュー: 説明

最新バージョン: 最新情報

お知らせ: 請求情報

請求情報: 請求情報取込送信

請求情報取込送信履歴

基本情報: 重要所保持

最新取得日時: 平成22年11月30日 15:30

お便いの: 最新情報

お次: 請求先: 東京

請求年月: 平成24年05月

最新取得日時: 平成24年06月03日 10:00

閉じる

最新情報更新

請求情報取込送信履歴

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・明細書	上取書管理票	実務記録票	到達番号
平成24年05月03日	平成24年05月03日 10:00:00	通知受領待ち	2件			133398201205000001
平成24年05月05日	平成24年05月05日 10:00:00	適合判定取付済	2件			1333982012050000501
平成24年05月03日	平成24年05月03日 11:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月03日	平成24年05月03日 10:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月01日	平成24年05月01日 11:00:00	送信エラー	1件			

到達結果確認

取下げ

通知書類一覧

種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input type="checkbox"/>	PDF 返戻等一覧表	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input type="checkbox"/>	PDF 随書届付サービスマン等支払決定増減表	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF 随書届付サービスマン等支払決定額通知書	平成24年06月03日 00:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF 随書届付サービスマン等支払決定額内訳書	平成24年06月03日 00:00	未受領

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

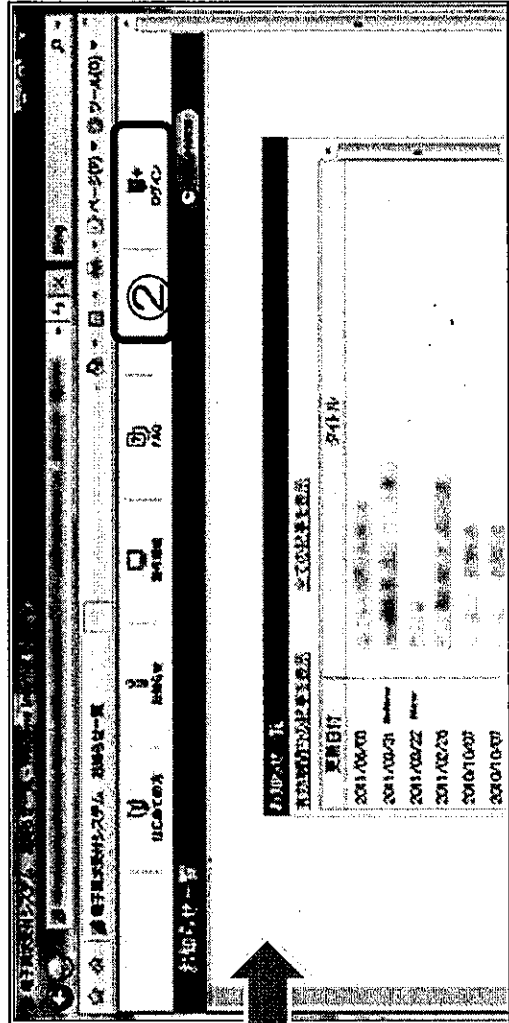
介護保険の請求はこちら

① 障害者総合支援の請求はこちら

代理人情報/代理人証明書の申請はこちら



代理請求（ユーザIDがHD～始まる）の場合も
「障害者総合支援の請求はこちら」から
ログインします。



お申し込み先
東京都福祉保健局
〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5521-3111
FAX: 03-5521-3112
E-MAIL: seikyuu@seikyuu.jp

更新日付
2011/06/03
2011/03/29
2011/02/22
2011/02/20
2010/10/07
2010/10/07



照会一覧

検索条件を入力し、(検索)ボタンをクリックしてください。

処理対象年月 年 月 年 月 ~ 年 月 年 月 クリア

1件が取得しています。検索条件の詳細を表示するには、[詳細]ボタンをクリックしてください。

照会履歴ID	照会履歴名	処理対象年月	請求状況	通知状況	詳細
1211111111	請求事業所A	2000/01	○	-	到達済
1311111111	電子請求受付システム 請求情報詳細				

処理対象年月 (請求年月)で絞り込むことができます

請求情報詳細

事業所番号	1311111111	処理対象年月	2000/12
事業所	請求事業所A		
到達番号	125660001200002	到達日時	2008/12/01 10:00
取扱い状況	通知済(済済)		

通知履歴一覧

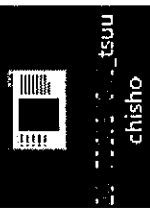
通知種別	通知種別名	発行日時	取得日時
PDF	送付件一覧表	2009/01/05 15:00	2009/01/05 15:00
PDF	障害対応ワークシート(請求支払決定済請求)	2009/01/05 15:00	2009/01/05 15:00
PDF	障害対応ワークシート(請求支払未済請求)	2009/01/05 15:00	未受領
PDF	請求支払決定済請求印書	2009/01/05 15:00	未受領

取得したい書類に✓を入れます。(取得日時が“未受領”の場合は✓が入った状態で表示されます)

4

取得ボタンをクリックします。通知書類はデスクトップ等に保存してください (保存したファイルの開き方⇒P.8)

◇デスクトップに保存したファイルを開く



①

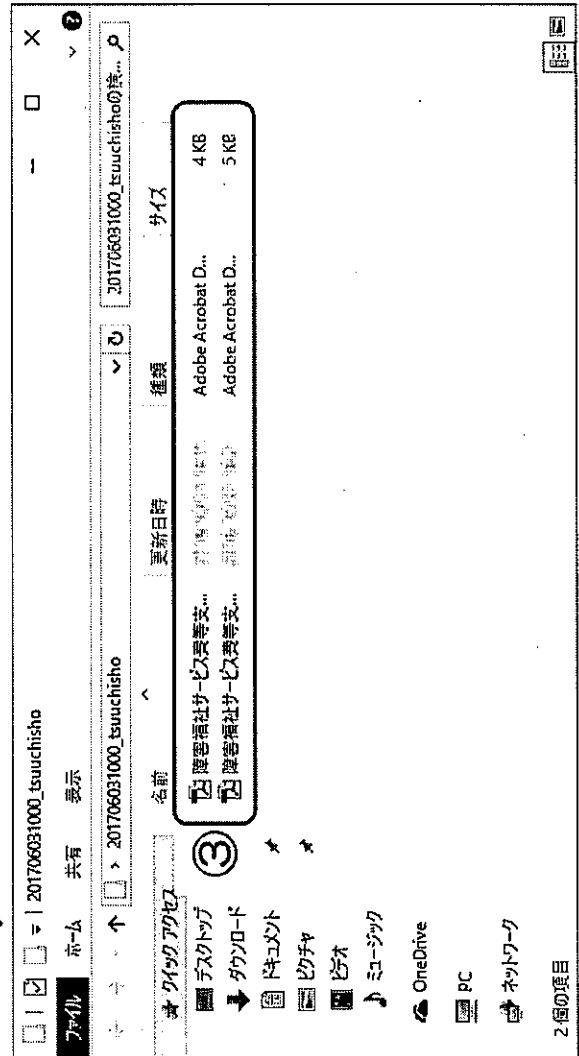
請求システムから取得したアイコン (①) をダブルクリックするとフォルダ (②) がデスクトップ上に作成されます



②

フォルダ (②) をダブルクリックします

電子請求受付システム (WEBサイト) から取得した場合は②から進んでください



2. 照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
① EGO1・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証番号に誤りがないか 市町村番号に誤りがないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
② EGO3・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> サービスコードに誤りはないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③ EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の支給決定期間が切れていないか 他のサービスに切替っていないか 契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P.11参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④ PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	<ul style="list-style-type: none"> ①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった 		<ul style="list-style-type: none"> ①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤ EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在していません	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書(確認リスト)に同じサービスが複数記載されていないか(→P.11参照)	最新の契約情報だけ記載し、再請求。(途中で契約支給量が変更になった場合でも、契約情報には最新のものをだけを記載します)
⑥ EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか(→P.12参照)	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

- ・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・上記以外のエラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「◆よくあるエラー」から③、⑤、⑥について解説します

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。
サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

【契約内容報告書】
契約内容の報告

《H30.3月提供分》

受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	平成28年 2月21日	
1	家事援助	17.5 時間	平成28年 2月21日	

“身体介護の請求なし”でも
返戻になってしまいます

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介特定事業所加算Ⅲ	116011	76	1
家事日中1.0	116115	189	4
居介処遇改善加算Ⅳ	116665	102	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（H29.3.1～H30.2.28；終了）
家事援助決定（H30.3.1～H31.2.28）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】
契約内容の報告

受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護その他	10 時間	平成30年 3月20日	
8	重度訪問介護その他	20 時間	平成30年 3月1日	平成30年 3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。
途中で契約支給量が変更になった場合は変更後の契約情報のみを記載してください。

◎ECO9 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ (ハナコ) H30年10月利用分 上限額管理結果票
 H30年11月受付分にて返戻 → H30年12月再請求 ⇒ ECO9で返戻

返 戻 等 一 覧 表
平成30年11月受付分

告知票国民権

事業所番号 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお
事業所名	種別	種別	種別	種別	種別
エラー コード	種別	種別	種別	種別	種別
PP09	種別	種別	種別	種別	種別

PP09 上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります

最初の請求が
返戻になっている

【H30.12月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)

平成 3 0 年 1 0 月 分

都道府県等番号 239999	利用者負担上限額 4,600	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお
受給者証番号 9999999999	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお
支給決定被書者 氏名 コクホタロウ	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお
支給決定に係る 障害児氏名 コクホタロウ	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお
利用者負担上限額 4,600	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお	種別 2359999999 あいうえお

情報作成区分 修正

利用者負担上限額管理結果
1

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

情報作成区分が修正のため
ECO9エラーに。
 ※返戻分の上限額管理結果票を
再請求する場合は
情報作成区分を新規のまま
提出してください。

3. 送信済データの取下げについて

○請求データ送信後、誤り等に気付き、修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。

○送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 (1～10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・送信済データを取下げた後から修正データを送信してください。 ・事業所のパソコンから取下げ可能です。 ・取下げ方法には2種類あります。 ⇒P.14「〔1〕請求期間内の取下げ」へ
	請求期間外 (11日～月末)	国保連合会または市町村にご相談ください。
前月までの請求分 (返戻になっていないもの)	市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P.19「〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について」へ	

〔1〕請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合

- 1回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
- 2回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：ECO1）となります。

※2回目のデータが正当（1回目のデータが誤り）である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合

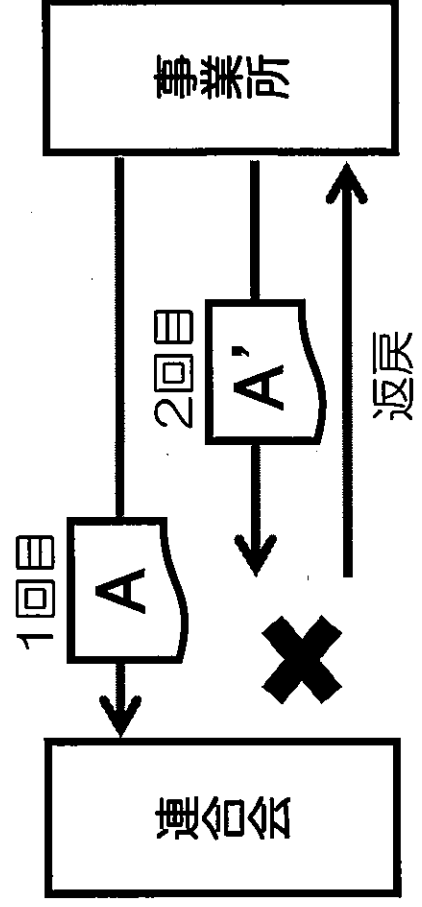
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいても問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるため、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。（明細書データに基づき審査支払いを行うため。）

③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合

- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいても問題ありません。

①の場合のフロー図



①請求システムから取下げを行う場合

①-1 簡易入力システムでの取下げ方法

請求年 平成24年05月

請求年/送信日時 平成24年05月05日 00:00:00

請求状況 請求状況 請求年/送信日時

請求年月を当月にします

請求年 平成24年05月

請求年/送信日時 平成24年05月05日 00:00:00

請求状況 請求状況 請求年/送信日時

請求年月 平成24年05月

最新情報更新

取下げ

取下げたいデータを選択

＜請求状況の表示について＞

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- （「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

※「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

①-2 取込送信システムでの取下げ方法

取込送信システム (取込送信) / 最新情報
ファイル名: パーティション(V) ヘルプ(H)

メニュー | 印刷 | 新規情報 | 請求情報 | 請求取得日時

請求情報

基本情報

請求年月: 平成24年05月 | 請求先: 東京都

請求情報更新

請求年月日: 平成24年05月05日 | 請求日時: 12:00:00
送付日時: 平成24年05月06日 | 請求状況: 延合会到着

請求番号: 12345678901234567890

到着番号: 12345678901234567890

到着結果確認 (5) | 取下げ

閉じる

取込送信日時: 平成24年05月05日 10:15

請求情報取得

自動印に電子請求受付システムから到着情報を取得する。

請求年月: 平成24年05月 | 請求先: 東京都

請求情報更新

請求年月日: 平成24年05月05日 | 請求日時: 12:00:00
送付日時: 平成24年05月06日 | 請求状況: 延合会到着

請求番号: 12345678901234567890 | 到着番号: 12345678901234567890

到着結果確認 (5) | 取下げ

閉じる

取込送信日時: 平成24年05月05日 10:15

取下げたい
データを選択

請求年月を
当月にします

<請求状況の表示について>

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- （「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

※ 「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

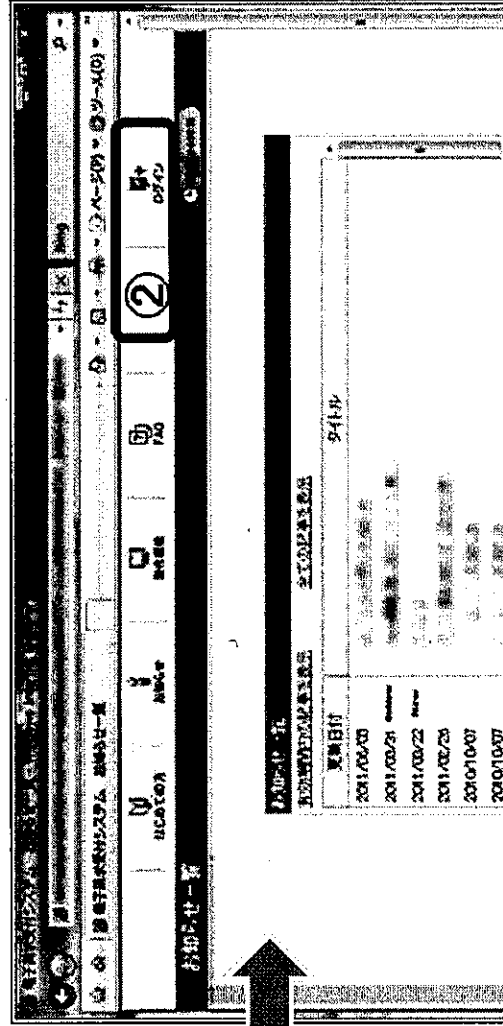
電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

介護保険の請求はこちら

① 障害者総合支援の請求はこちら

代理人情報/代理人証明書の申請はこちら



更新日付	2011/03/03
	2011/03/24
	2011/03/22
	2011/03/25
	2010/10/07
	2010/10/07



照会一覧

③

処理対象年月

2018/01

④

本支店番号	業務所名	処理対象年月	処理
131111111	横浜支店A	2008/02	済
131111111	横浜支店A	2008/01	済
134111111	横浜支店A	2008/12	-
131111111	横浜支店A	2008/11	エラー
131111111	横浜支店A	2008/10	完了

処理対象年月＝請求年月。
 例えば当月がH30年1月であれば
 処理対象年月＝2018/01の
 詳細ボタンを押下します。

請求情報詳細

⑤

業務所番号	131111111	処理対象年月	2008/01
支店名	横浜支店A	処理日	2008/01/01 10:00
業務所番号	1199912000102002	処理日	2008/01/01 10:00
業務所名	横浜支店A		
業務所名	横浜支店A		

請求年月	請求額
2008/12	1
2008/12	2
2008/12	3

取下げボタンの
 ないデータは
 取下げできません

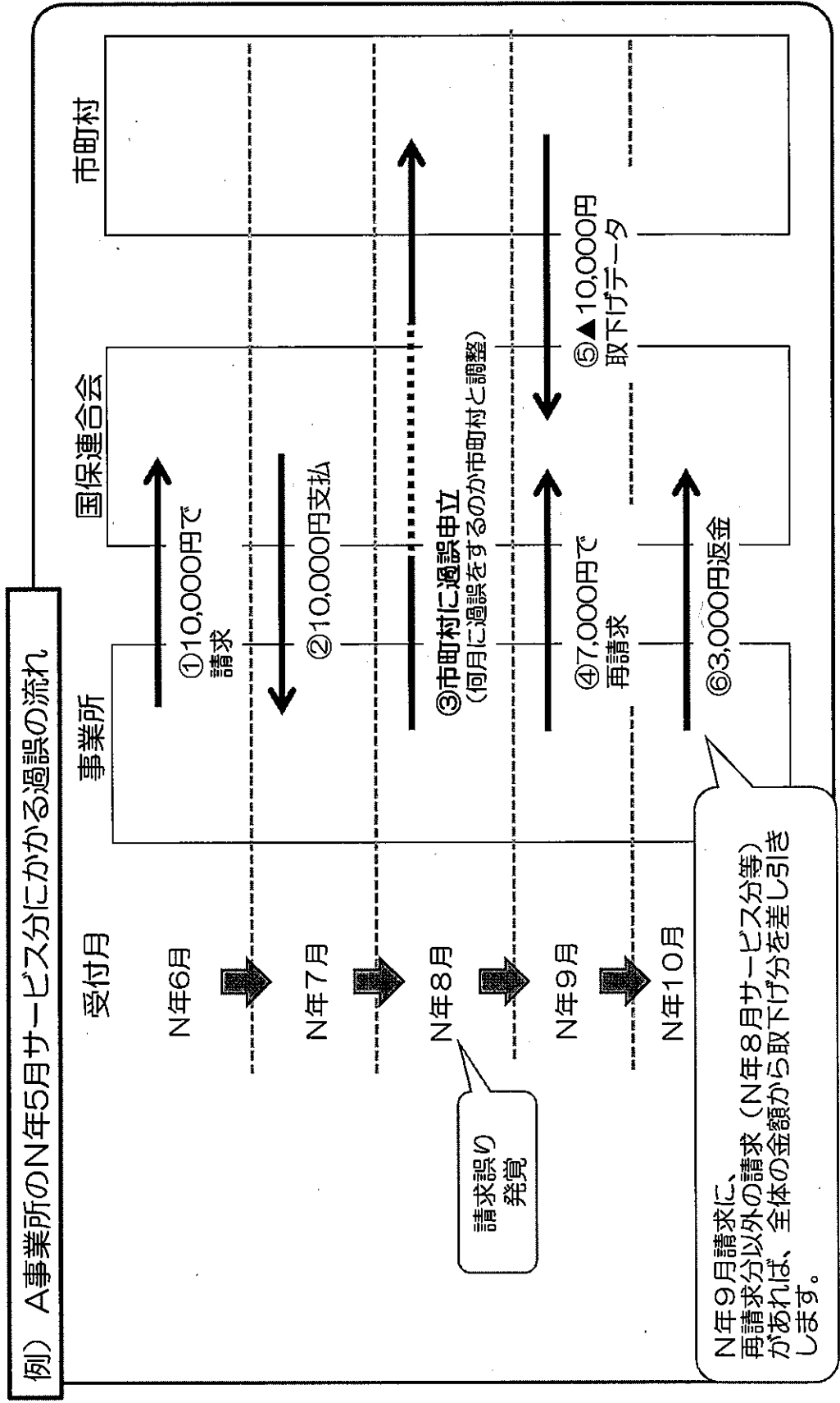
取下げたいデータの
 取下げボタンを押下

〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、**明細書データ単位で処理**がされます。

市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。



◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみ金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。

※事業所への支払金額より過誤金額が回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくこととなります。振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げられません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票			
提出年月	平成 29 年 10 月分	管理事業所名	そらたん
受給者証番号	?	障害児氏名	都道府県等名
情報作成区分 ▼ 修正			
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。
No. 事業所番号		実績情報	
		事業所名	合計
		総費用額	利用者負担額
		管理結果後	利用者負担額

